

製造物責任の内容—要件, 効果 (賠償範囲と損害額), 実務上の注意点—

1 はじめに

製造物責任法3条は、製造物責任の要件, 効果を定める本法の中核的規定です。

本法は、①危険性のある製造物を自ら流通に置いたこと(危険責任)、②利益追求過程で他人に損害を与えたこと(報償責任)、③自ら惹起した安全性への信頼に反したこと(信頼責任)を責任根拠とする法律であり、その責任根拠から各要件が定められています。その効果である損害賠償責任の内容については、賠償範囲の確定、損害額の算定が重要であり、製品事故はもちろん、交通事故、火災事故等の裁判例が参考にされます。

(製造物責任)

第三条 ①製造業者等は、②その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、③その引き渡したものの④欠陥により⑤他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、⑥これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。⑦ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。(①～⑦は引用者)

2 要件

①製造業者等

法3条は、責任主体を「製造業者等」(2条3項)と定めます。本法は、危険責任、報償責任、信頼責任を責任根拠とし、大量生産・大量消費社会で典型的に危険を創出する存在として、製造業者等を責任主体としたものです。

「製造業者等」の定義は2条の解説に譲るとして、販売業者に過ぎない者であっても、製造業者と誤認させる表示、実質的製造業者と認めることができる表示をしたときは、製造業者等として責任を負う点(2条3項2号・3号)が重要です(筆者による2条の解説として、「製造物責任法① 製造物責任法における『製造物』『欠陥』『製造業者等』」があり、裁判例の紹介も含めてもう少し詳しくこの点を説明しています)。

②その製造、加工、輸入又は法2条3項2号・3号の表示をした製造物

前記のとおり、本法は、危険責任、報償責任、信頼責任を責任根拠とするものです。そのため、当該製造業者等が自ら危険を創出し(製造、加工、

輸入)、信頼を惹起させるような類型の行為(製造業者と誤認させる表示、実質的製造業者の表示)をしたことが、責任発生要件とされています。

「製造」、「加工」、法2条3項2号・3号の「表示」の意味、「製造物」の概念については、2条の解説を参考にしてください。

③その引き渡したもの

「引渡し」とは、自らの意思で占有を移転させることです。有償・無償を問いません。

たとえ安全性に問題のある製品を製造、加工、輸入等しても、それを流通におかない限り、通常は危険が現実化することはありません。本法は、製造物の危険性が現実化したことについて製造業者等の責任を問う法律ですから、製造業者等が引渡しにより欠陥のある製造物を流通においた場合に限り、製造物責任を負うとしたものです。

したがって、当該製造物が盗難、差押等により自らの意思と無関係に流通におかれた場合は、製造業者等は当該製造物の欠陥から生じた損害について賠償の責任を負いません。

裁判実務では、製造業者等が当該製造物を「引き渡した」ことの立証責任は、損害賠償を請求する原告にあります。しかし、当該製造物を通常の流通過程で入手したことが立証できれば、製造業者等が流通においたものと推認するのが合理的であり、製造業者等は、盗難等の具体的事実を反証しなければならぬといわれています(升田純「詳解製造物責任法」664頁、1997年、商事法務研究会)。日頃の在庫管理、帳簿作成等の状況が認定を左右するものと思われます。

④欠陥により(欠陥、因果関係)

「欠陥」の概念については、2条の解説を参照してください。

製造物責任が発生するためには、他人の生命、身体、財産への侵害が「欠陥により」生じたこと、すなわち欠陥と権利侵害の因果関係が必要です(⑥では、さらに損害との因果関係が要求されず)。判例は、製造物責任を含む不法行為責任について民法416条を類推適用し、事実的因果関係のある損害を「通常損害」と「特別損害」に分け、責任主体が「特別の事情」を予見できた場合に限り、「特別損害」との法的因果関係を肯定します(こ

の因果関係論に対しては、賠償範囲の問題と因果関係の問題は区別すべきとの批判も有力です)。

法的因果関係の点では、誤使用の問題がとくに重要です。誤使用については、筆者の2条の解説である「製造物責任法① 製造物責任法における『製造物』『欠陥』『製造業者等』の「欠陥」の箇所でも少し詳しく説明していますが、通常想定される範囲の誤使用であれば、欠陥と事故の間の因果関係が肯定されるという点が重要です(大阪地判昭和61年2月14日判例時報1196号132頁)。

事実的因果関係の立証では、製品の滅失・破損による検証不能が最大の障害となります。製品事故の被害者はもちろん、製造業者等にとっても、事故原因が不明のまま終わるのは好ましい事態とはいえません。証拠隠滅等の二次クレームを生じないためにも、回収前に互いに製品の状態を保全することが必要です。製品の状態を撮影し、回収の日時、目的、立会者名を書面に残す努力をしましょう。事故の原因について争いが予想される場合は、原因究明機関等の第三者機関を利用して原因を分析することも有益です(原因究明機関についての情報は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)の「原因究明機関ネットワーク総覧(平成22年11月)」で入手できます)。

⑤他人の生命、身体又は財産の侵害

「他人」には、自然人だけでなく法人も含まれます。消費者か事業者かを問いません。製造業者等と契約関係にあることを要せず、製品事故の被害者である限り、契約外の第三者(購入者の家族・従業員・顧客、隣人、通行人等)も含まれます。

製品事故による一次的侵害は、生命、身体、財産に生じたものでなければなりません。

⑥損害賠償責任(賠償範囲、損害額)

賠償範囲については、㉞積極損害、㉟慰謝料、㊱逸失利益のほか、㊲事業損害が含まれる点が重要です。損害額の算定については、交通事故や火災事故の分野で裁判例の集積があり、日弁連交通事故相談センター「交通事故損害額算定基準」(青本)、日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」(赤本)等の考え方が参考になります。

㉞積極損害

物損、治療費、弁護士費用(一部)、文書料等が含まれます。裁判例として、火災事故での隣家への見舞金について因果関係を否定した長野地松本支判昭和40年11月11日(判例時報427号11頁)、火災による家財の焼失につき農協の査定をもとに損害額を算定した東京地判平成11年8月31日(判例時報1687号39頁)が参考になります。

㉟慰謝料

生命、身体、財産に対する侵害から生じたものである限り、精神的損害に対する慰謝料も賠償範囲に含まれます。日弁連交通事故相談センター等が公表している、死亡慰謝料、傷害慰謝料、後遺障害慰謝料等の基準額が参考になります。

㊱逸失利益

死亡逸失利益、休業損害、後遺障害逸失利益等が賠償範囲に含まれます。専業主婦等の家事従事者であっても、賃金センサスをもとに休業損害が認められる場合があります(最判昭和50年7月8日交通事故民事裁判例集8巻4号905頁)。

㊲事業損害

風評損害、信用損害の算定手法として実務上参考になるのが、東京地判平成13年2月28日(判例タイムズ1068号181頁)です。同判決は、レストランの8日間の休業による逸失利益として80万円の損害を認めたほか、レストラン業という業種を考慮すれば、食中毒により事業活動上の信用が損なわれたことは明らかであるとして、営業停止から1年間の信用損害を認め、前年同時期との売上差額をもとに事業損害を270万円と算定しています(合計350万円)。

㊳但書(損害が当該製造物についてのみ生じた場合)

本法は、製品の欠陥により生じた拡大被害の填補を目的とするものであり、拡大被害が発生していない場合に製造物責任を否定するのが本条但書です。「のみ」の反対解釈により、拡大損害が発生している場合には、他の損害と併せて当該製造物自体の損害も賠償範囲に含まれると考えられています(反対、平野裕之「製造物責任法と損害」慶応法学18号137頁)。

弁護士 馬場 陽
(愛知県弁護士会所属)